

11. 社債

11-1. 社債と法規制

(1) 意義

出資による資金調達	募集株式の発行	株主から出資を受ける (直接金融) 最終的な資金供給者=株主
負債（借入れ）による 資金調達	金融機関から借入れ	金融機関から資金を借り入れる (間接金融) 最終的な資金供給者=預金者
	社債の発行	社債権者から資金を借り入れる (直接金融) 最終的な資金供給者=社債権者

(2) 社債の定義（会社 2②）

会社に対する債権であり、会社法の規定によって発生し償還（元本の返済）されるもの

多数の投資者から長期の借入れ

⇒ 短期社債（償還期間 1 年未満）、機関投資家向け社債

(3) 格付け [テキスト Column6-8]

格付機関が社債の履行の安全性や会社の信用力を記号で表す（AAA、AA、A、BBB…）

11-2. 発行等

(1) 募集社債に関する事項の決定——取締役会 (会社 362IV⑤)

募集社債に関する事項 (会社 676)	①募集社債の総額、②各募集社債の金額、③利率、④償還方法・期限、 ⑤利息支払の方法・期限、⑦の 2 社債管理者不設置、⑨各募集社債 の払込金額・最低金額またはこれらの算定方法、⑩払込期日 etc.
------------------------	--

(2) その後の手続 (会社 677 以下) [テキスト 6 章 4 節 2]

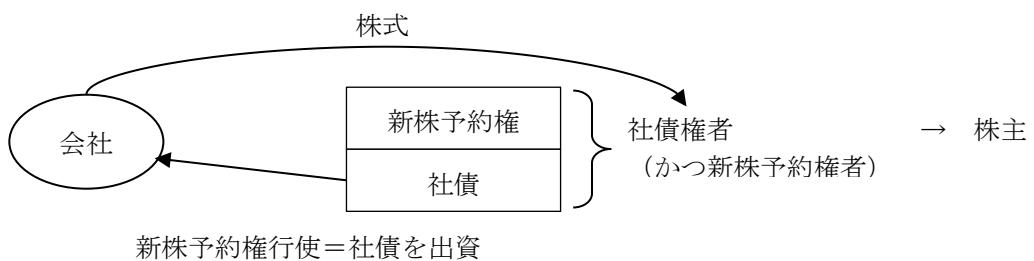
(3) 新株予約権付社債 (会社 2②) [テキスト 6 章 4 節 1(2)(b)]

社債に新株予約権を付したもの ⇔ 普通社債

社債に新株予約権を付す意味

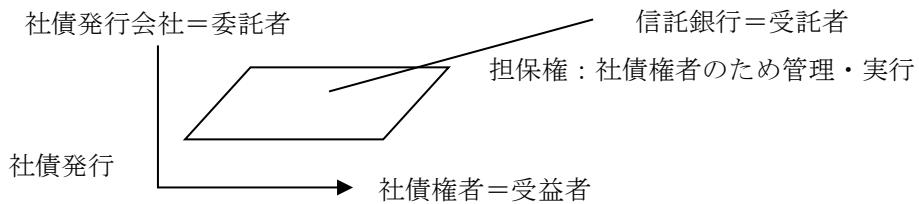
新株予約権付社債の発行手続 (会社 248) [テキスト Column6-10]

転換社債型新株予約権付社債 [テキスト Column6-9]



(4)担保と財務制限条項

担保付社債信託法（発行会社が社債権者全員のために担保設定）



有担保原則 ⇔ 無担保社債

財務制限条項（財務上の特約、コベナンツ）

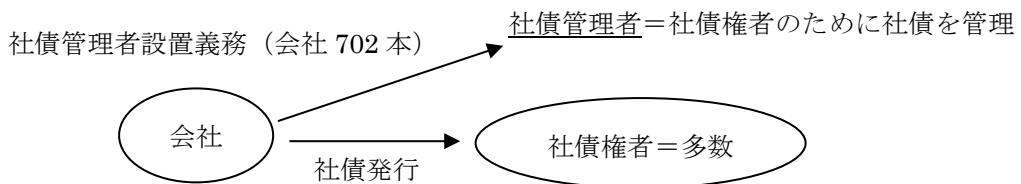
担保提供制限条項	発行者が債務について担保を提供することを制限 =支払順位を確保（優先的に支払われる債務の発生を阻止） 通常用いられるのは、社債間限定同順位特約 =担保提供制限の対象になる債務を、その発行者の他の無担保社債に限定（無担保社債の間では支払順位に差が出ないようにする）
配当等制限条項	剰余金の配当・自己株式の取得による流出額を一定限度に制限
純資産額維持条項	純資産額（資産－負債）を一定以上維持することを要求
自己資本比率維持条項	自己資本比率（純資産額／総資産額）を一定以上維持することを要求
利益維持条項	経常利益ないし営業利益が一定以上連続してマイナスにならないことを要求

(5)社債の譲渡と権利行使 [テキスト 6 章 4 節 3(1)(a)(2)]

社債原簿 (会社 681 以下)	株主名簿に相当、同様のルール
譲渡 (会社 687 以下)	譲渡方法・対抗要件（対第三者・対会社） =いくつかのパターンあり（資料参照）
利払	利付債=定期的に利息を支払う（会社 676③⑤） 割引債=各社債の金額よりも低い額で発行し、満額で償還 (例：各社債の金額 1 億円、9500 万円で発行、1 億円で償還)
償還 (会社 676④)	満期償還、定時償還、任意繰上償還、買入消却

11-3. 社債の管理と社債権者集会

(1) 社債管理者の設置と権限



資格 (会社 703、会社則 170) = 銀行、信託会社 (信託銀行) 等

権限 (会社 705 I)	社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、または、社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上・裁判外の行為 *弁済を受けた場合→社債権者から支払請求 (会社 705 II)
社債権者集会の決議を要する場合 (会社 706)	①当該社債の全部の支払猶予、債務免除、債務不履行責任免除、和解 ②当該社債の全部についての訴訟行為、破産手続に属する行為等

(2) 社債管理者の義務と責任

公平誠実義務 (会社 704 I)	公平=社債権者を種類・内容に応じて公平に扱い 誠実=自己・第三者の利益を社債権者よりも優先させてはならず
善管注意義務 (会社 704 II)	善良な管理者の注意をもって社債管理
会社法・社債権者集会決議違反の責任 (会社 710 I)	公平誠実義務・善管注意義務違反の場合を含む
社債管理者が自己の債権回収を優先させた場合の責任 (会社 710 II)	発行会社から担保供与・債務消滅行為を受ける (会社 710 II ①) 等

(3)社債管理者設置義務の例外 (会社 702 但、会社則 169)

各社債の金額 \geq 1 億円 or 社債権者数 $<$ 50 人

社債管理補助者制度 [テキスト 9 章 4 節 3 (1)(c)]

- ・社債管理者不設置債（かつ無担保社債）について、社債の管理に関する最低限の事務を第三者（社債管理補助者）に委託するもの（会社 714 の 2）
- ・社債管理補助者の資格=銀行、信託会社、これに準ずる金融機関等、弁護士・弁護士法人（会社 714 の 3、会社則 171 の 2）
- ・法定権限=倒産手続参加、強制執行・担保権実行手続における配当要求等（会社 714 の 4 1）
- ・その他の権限は委託契約で定める（会社 714 の 4 II）
- ・社債間管理補助者の義務と責任は社債管理者と同様（会社 714 の 7→704・710 I）

(4)社債権者集会 [テキスト 6 章 4 節 3(3)]

意義（会社 715・716）

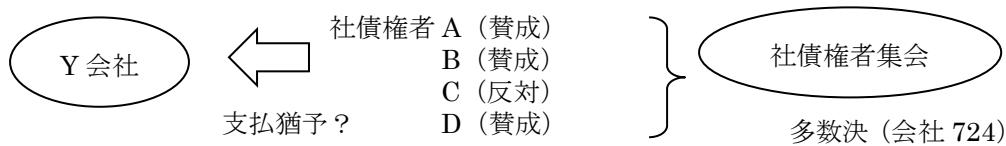
議決権の額（会社 723 I）	社債権者はその有する社債の金額の合計額（償還済額を除く）に応じて議決権を有する
決議要件	原則（会社 724 I） =出席した議決権者の議決権の総額の 2 分の 1 超 重要な事項（会社 724 II） =議決権者の議決権の総額の 5 分の 1 以上かつ出席した議決権者の議決権の 3 分の 2 以上
裁判所の認可（会社 734 I）	社債権者集会の決議は裁判所の認可を受けなければ効力を生じず
決議の効力（会社 734 II）	当該種類の社債を有するすべての社債権者を拘束

社債権者集会の機能

→会社 706 I (社債全部の支払猶予・免除・和解、倒産手続申立など)

事例 11-a 社債権者集会

Y会社の発行する社債の償還期限が迫っており、その社債権者は A・B・C・D である。Y会社の経営状態は悪化しており、償還期限には社債が償還できない見込みである。他方で、社債の支払いを猶予すれば、Y会社の経営状態は改善し、社債が償還される可能性も高まる。しかし、社債権者のうち C だけは、社債の支払いの猶予に反対している。



決議内容のコントロール——裁判所の認可 (会社 734 I)

社債権者集会の実際 [テキスト Column6-12]